

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十第

行發日一月一年九正大

論說

温情主義と勞働問題……………

法學博士

田島 錦治

手數料決定上の二問題……………

法學博士

神戶 正雄

モリスの文明觀と藝術觀と勞働觀……………

法學博士

河田 嗣郎

所帶統計概説(二完)……………

法學博士

財部 靜治

キヤナンの富の概念に就きて(一)……………

法學士

石川 興二

時事問題

智識階級の解散……………

法學博士

戸田 海市

朝鮮の財政獨立に就て……………

法學博士

小川 郷太郎

雜錄

生活費の組織的研究の必要……………

法學博士

山本美越乃

判任官生活の實狀……………

法學士

汐見 三郎

獨逸大銀行の取引所仲立業に就きて……………

法學士

大森 研造

我國^{に於}ける新ブルジョア階級の成立(二完)……………

法學士

圓谷 弘

カンニンガム博士逝く……………

法學士

本庄榮治郎

京都帝國大學經濟學會第一回講演會記事……………

朝鮮の財政獨立に就て

小川 郷 太 郎

朝鮮併合以來茲に九年、朝鮮の財政は終に獨立することになつた、臺灣を得て九年にして財政の獨立を遂げたのと恰も符節を合するが如くである。財政の獨立といへば、一見非常の成功のやうに思はれる。當局者も大正三年に於て早くも財政獨立の方針を立て、之に向て邁進した様子である。併し乍ら財政獨立は左程迄に急かねばならぬものである乎、左程迄に動かすべからざる方針とせねばならぬものである乎、冷靜に考へて見ねばならぬ。

朝鮮財政の獨立といふは財政上本國の厄介にかゝらぬといふ義である、換言すれば、朝鮮の經費は悉く朝鮮の收入を以て支辨するといふことである。所謂朝鮮の財政獨立なるものは、果して此域に達して居るかどうか、そは後段に研究する事とし、余は茲に朝鮮財政の獨立といふ方針が提唱せられて以來、朝鮮人の民心に非常の衝動を與へたことを一言せねばならぬ。朝鮮人は以爲へらく朝鮮の財政が獨立するからには、朝鮮の統治それ自身も獨立し得られねばならぬと、斯様に考へて獨立運動の火の手を擧げたのである。勿論獨立運動は民族自決主義や、民本主義や、朝

鮮統治上の失敗や其他種々の事情に促されて起つたもので、唯一の原因より起つたものでない、併し朝鮮財政の獨立は獨立論者をして獨立の可能を確信せしめ、進ては獨立の可能を民衆に吹聴せしむるに至つたのである。朝鮮人の中には財政の「政」は政治である、財政の獨立といふからには政治の獨立も認められて居る筈であると考ふるもの多しといふ事である。財政の眞義を解せざる朝鮮人の考としては、無理でないかも知れぬ、兎に角財政獨立なる標語は朝鮮人民の獨立思想を煽つた事疑ない。果して然らば、朝鮮の財政獨立といふ政策は朝鮮統治の上に重大なる關係を有するものと謂はねばならぬ。朝鮮財政の獨立といふ政策が朝鮮統治の上に此の如く重大なる關係を有すせば、朝鮮財政の問題は財政の理論や財政の都合のみで解決すべきでない、須らく朝鮮を如何に統治すべきやといふ高所に立て斷案を下すべきである。

二

朝鮮の財政獨立といは、朝鮮の收入を以て朝鮮の經費を支辨し得るものでなければならぬことは前述へた通りである、そこで所謂朝鮮財政の獨立なるものは、左様なつて居るかどうか、先づ其真相を明にせねばならぬ。

朝鮮の財政は從來特別會計を形くつて居るが、此特別會計は今日迄年々歳々帝國の一般會計より補充金の名を以て補助を受けて居つたのである。其補充金は併合當時に頗る多かつたが、後段

な少くなつた、即ち左表の示す如くである。(朝鮮の併合は明治四十三年八月であつたが、之に先で、統監政治が行はれて居つたから事實我國の財政補助と見るべきもの少くなかつた、それを合せて示すこととする)

年次	補充金額	年次	補充金額
明治四〇	三,五五〇,八五〇円	大正二	一〇,〇〇〇,〇〇〇円
同 四一	七,一五七,六八八	同 三	七,〇〇〇,〇〇〇
同 四二	一〇,一四〇,九〇六	同 四	六,〇〇〇,〇〇〇
同 四三	一五,四三二,四三六	同 五	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四四	三,〇〇〇,〇〇〇	同 六	五,〇〇〇,〇〇〇
大正元	三,〇〇〇,〇〇〇	同 七	五,〇〇〇,〇〇〇

財政獨立の方針の確立せられなかつた頃は補充金千萬圓であつたが、大正三年其方針が立つたから段々少くなり、終に大正八年に至て消えて仕舞つた。それを朝鮮財政の獨立といふて居るのである。故に朝鮮財政の獨立といふは、本國の一般會計より補充金の名を以て朝鮮特別會計に繰入れすることを止めたといふに過ぎぬ、更に歴史的に考察すれば、千萬圓位の補充金を廢したといふことに歸着するのである。千萬圓の補充金を廢せんとして獨立思想を買ひ得たとすれば、朝鮮の財政獨立といふ政策も頗る高價であると評せねばならぬ。

以上論するが如く、朝鮮財政の獨立といふも、千餘萬圓の補充金繰入を廢したに過ぎぬ、そこ

で余輩は、進て朝鮮の經費であつて而も本國の收入に依て支辨せらるゝものなきかを吟味せねばならぬ。

我國の一般會計に就て之を觀るに朝鮮の爲めに支出する經費は補充金の外尙存して居る。其主なるものは國防費である。今朝鮮の爲にする國防費の最近統計を見るに左の如くである。

年次	經常部		臨時部		計
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
大正二	2,500,000	1,000,000	3,000,000	1,100,000	4,100,000
同三	2,300,000	1,200,000	2,000,000	1,000,000	3,300,000
同四	2,100,000	1,100,000	1,800,000	900,000	2,900,000
同五	2,000,000	1,000,000	1,700,000	800,000	2,700,000
同六	1,900,000	900,000	1,600,000	700,000	2,600,000
同七(豫算)	1,800,000	800,000	1,500,000	600,000	2,500,000

右表に依て之を觀るも、朝鮮の國防費は可なり多額に上つて居る、が、皆朝鮮の收入に依て支辨することになつて居らない。果して然らば朝鮮の財政は獨立したといつても、眞の財政の獨立でない、千萬圓の補充金は廢せられたけれども、千餘萬圓の國防費は依然として残つて居る、朝鮮財政の獨立より朝鮮統治の獨立を夢むる者は、國防費をも眼中にして財政の獨立し得らるものなりや否やを考て見るべきである。蓋し獨立國たる以上は、如何に國際聯盟が戰爭の豫防に努むるとも、平時尙多少の軍備をなさねばならぬからである。

朝鮮の財政は此の如く其名は獨立にして其實は獨立でない。然れども、朝鮮が我國の主權内にある間は、國防費を辦するに本國の收入を以てするも敢て非とすること出來まい、内地人は朝鮮の國防費を負擔するに異議あるべきでない。蓋し朝鮮を防衛するは曠て我内地をも防衛する所以であるからである。(拙著財政學第一卷三二二頁參照)從て朝鮮の收入が發達して朝鮮の經費を支辨し尙餘りあるに及んでも、吾人は朝鮮をして朝鮮の國防費を自辨せしめんと思つて居るのでない。此の如き考よりすれば、補充金繰入のなくなつたのを捉へて、便宜上、財政の獨立と名けても差支あるまい。只其實際上の財政獨立でない事を忘れてはならぬ。

三

如上の意義に於てする朝鮮の財政の獨立は大正八年を以て初まつたのである。大正八年度の朝鮮の豫算を見るに、補充金の受入はない、補充金の受入なくして收支の適合を見て居る以上は、豫算の形式上、財政の獨立ありといふても差支なからう、併し實際に於て不足を生ずるに至らば、名は財政の獨立にして、實は財政の獨立でないと謂はねばならぬ、大正八年度の朝鮮特別會計は如以に施行せらるゝであらうか、其成績に依て之を判斷することが出來やう、されど、余輩は決算を見ざるに先て多少の判斷をなすことが出來る。其判斷をなすには朝鮮特別會計の内容を吟味して見ねばならぬ。今豫算に依て其歲出入を一瞥するに左の如くである。

一歳入

一、經常部

租 税

印紙收入

廳長贈收入

官業及官有財産收入

雜收入

二、臨時部

戰時利得税

官有物拂下代

一般會計受入金

事業公債特別會計受入金

前年度繰入金

二歳出

一、經常部

1、李王家成費

2、總督府

3、裁判及監獄費

4、警務費

5、地方廳

6、諸學校

7、税 關

8、勸業設備費

時事問題

勸業模範場
獸疫血清製造所

朝鮮の財政獨立に就いて

中央試験所

平壤鐵業所

9、官業費

營林廠

通信費

10、修繕費

II、諸支出金

12、國債整理基金特別會計繰入

13、朝鮮醫院及衛生院支出

14、豫備金

二、臨時部

1、朝鮮部隊費

2、靈兵補助員費

3、調査費
〔高等土地調査委員會費
調査及試験費〕

4、補助費

5、臨時出資金

6、營繕費

7、土木費

8、鐵道建設及改良費

9、官業擴張費
平壤鐵業所擴張費
平壤鐵業所臨時採炭費
糧田築造費

臨時手當

10、臨時人件費
〔內國旅費補足〕

時事問題

朝鮮の財政獨立に就いて

第十卷 (第一號 1011) 1011

臨時外國行旅費		30,000	II、其他臨時費		地籍整理費	33,300
軍用地買收費		100,000	民籍別本調製費		173,800	
金融組合聯合會貸付費		330,000	災害費		120,210	
國勢調査費		110,000	臨時電信取扱費		26,300	

右の表に依て之を觀れば、歲入に於ては七千七百五十餘萬圓に上つて居るが、其中に公債募集金千四百四十餘萬圓、前年度繰入金九百二十四萬圓あるが故に、朝鮮の眞の收入と見るべきものは、五千三百萬圓である、而して租税及び之に準すべきものは約三千萬圓で、官業并に官有財産の收入が約貳千參百萬圓である。是が故に朝鮮財政の獨立とはいふもの、朝鮮固有の收入は七割に過ぎぬ、其公債募集金の如き、皆内地に募て之を朝鮮に移すものである、此調子で進めば朝鮮が獨立して財政を獨立させやうとしても、常に外債を募て辻褄を合せねばならぬことにならう、財政の獨立を聞て直に統治の獨立を考ふることの如何に皮相的であるかを知るべしである。

●歲出に於ても歲入と同じく七千七百五十餘萬圓に上つて居るが、其中鐵道建設及改良費は千萬圓、官業費并に官業擴張費は千百萬圓、土木費及營繕費は約千萬圓で合計三千餘萬圓となり、約總經費の半を占めて居る、所が是等の經費は物價の騰貴に依て甚しく影響を蒙るものである、今日の如く物價騰貴して已まざるに於ては、朝鮮歲出の約半は、其款項を超過して支出するにあらざれば豫定の仕事をなし遂げ得ぬ事にならう。是れ余輩が大正八年度の朝鮮の豫算に不足を生ず

る虞ありといふ所以の一である。更に一步を進て考ふると、警備費も亦不足を生ずるの虞がある。従來朝鮮の警備の任に當つて居つたものは主として憲兵隊であつた、所が憲兵部隊の經費は帝國一般會計の支出する所に係かり、朝鮮特別會計の與り知らざる所となつて居る、只朝鮮特別會計の經費としては、憲兵補助費として百二十餘萬圓が計上せられて居るのみである。然るに齋藤總督は此憲兵制度を廢して警察制度を採用することに改められた、是れ制度としては一の進歩に相違ないが、警察制度を採るからには多數の巡查を採用せねばならぬ、既に内地よりも少からぬ巡查を連れて行つたといふ事である、さうすると警備費は大正八年度に於て既に非常の巨額とならねばならぬ、然り而して警察制度を採用したる以上は、其經費は之を帝國の一般會計に仰ぐべきでない、朝鮮の特別會計で自ら之を辨せねばならぬ、是れ余輩が大正八年度の朝鮮の豫算に不足を生ずる虞ありといふ所以の二である。此の如く豫算の實行に於て不足を生ずるもの多々ありとせば決算に於ては、朝鮮の收入を以て朝鮮の經費を支辨することは出来ぬことゝなるに相違ない、是に於て余輩は大正八年度の豫算に於ては形式上財政獨立を見たれども、其決算に於ては財政獨立の實を擧げないであらうと斷言せざるを得ない。

四

大正八年度の豫算は補充金繰入なきが故に財政の獨立と見得られるも、其決算に於ては其實を

擧げ得ないであらうといふことは前に論ずるか如くであるが、更に進んで大正九年度以降に於て財政の獨立が實現せらるべきか否かを研究せねばならぬ。

此研究をなすには朝鮮の經費は如何に進むべきか、朝鮮の收入は如何に發達すべきかを豫想せねばならぬ、朝鮮の經費の如何に進むべきかを豫想するには、今少しく最近の豫算に就て經費の分析をして見ねばならぬ。

前段の表に依て之を觀るに、大正八年度に於て經費の種々ある中に、鐵道建設及改良費千萬圓、官業費并に官業擴張費千百萬圓、土木費及警備費約千萬圓、合計三千餘萬圓ある、これに官業其他土木事業の爲に起されたる公債に關する經費六百萬圓、土木補助費百餘萬圓を加ふれば、廣義の官業費土木費は正しく朝鮮の經費總額の半に達するのである。之に對し總督府地方廳等の行政機關の經費は約千百萬圓で、之に臨時人件費約七百萬圓、李王家の歳費百五十萬圓を加ふれば、約二千萬圓となり、裁判所、監獄、警備、憲兵補助員等社會防衛の經費とも見るべきものは約九百萬圓ある、此兩種の經費を合計すると是れ亦約三千萬圓に達し、官業費土木費等の一大種別と對抗して別箇の一種別を作るものと見ることが出来る。次に文化費とも見るべきものを檢するに極めて僅かである。諸學校費として七十七萬圓、補助費中教育補助費として九十三萬圓、併せて百七十萬圓に過ぎぬ、故に朝鮮總督府の經費としては最も文化費に薄しと謂はねばならぬ、經濟行

普通學校は地方費で經營するとするも、總督府は之に補助を與へねばならぬ、從て教育費を激増することゝならう、殊に朝鮮人の希望に從て大學其他の高等専門學校を設くるに至らば、其經費を増すこと測り知るべからざるものがあらうと思ふ。是れ朝鮮人を文明に導く所以で朝鮮統治上絕對に必要な事である。要するに文化費に於ても將來非常に増加するものと覺悟せねばならぬ。

經濟行政費に就ても亦同様に論ずることが出来る、經濟行政は其緒に就いたに過ぎぬ、殖林事業といひ、水利事業といひ、養蠶事業といひ、朝鮮産業政策上百年の大計といふべきもの皆着手したに過ぎぬ、之より大に之に力を注かねばならぬ、若し夫れ鐵道其他の交通機關に至ては、餘程進歩せるか如しと雖も、鐵道網は未だ成らず、今後は愈々利益少くして建設費の多くを要する地方に鐵道を延はさんとして居る、朝鮮財政の上より見れば經費膨脹を來す一大原因といはねばならぬ。

以上論ずる所を以て之を觀れば、大正九年以後に於ては經費は非常に増加するものと斷せねばならぬ、經費激増して、收入之に伴はされは、朝鮮財政の獨立は到底之を期すること出来ぬ、然らば朝鮮の收入は經費の進むに從て進むべきか、次に之を研究せねばならぬ。

五

朝鮮の收入は大正八年度の豫算に依れば公課五分三、官業并に官有財産の收入五分二の割合で

成り立つて居る。是等の収入が將來如何に進むかを判断せんとせば、過去に於て如何に發達し來りしかを見ねばならぬ。

官業及官有財産は種々あるが、其主なるものは、印刷所、蓼業、鹽業、度量衡事業、平壤鐵業所、營林廠、鐵道、郵便電信電話、驛屯土等である。今此等の官業及官有財産の収入が如何に發達し來りしかを見るに左の如くである。(大正七八年度は豫算△印は損失)

年 度	一、印刷所		差引損益
	收 入	支 出	
大 正 元	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 二	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 三	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 四	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 五	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 六	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 七	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 八	5,000,000	4,000,000	1,000,000
二、蓼業			
年 度	收 入	支 出	差引損益
大 正 元	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 二	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 三	5,000,000	4,000,000	1,000,000
同 四	5,000,000	4,000,000	1,000,000

五、鐵

年度	收入	支出	差引損益
大正元	1,111,000	1,111,000	△
同 二	1,111,000	1,111,000	△
同 三	1,111,000	1,111,000	△
同 四	1,111,000	1,111,000	△
同 五	1,111,000	1,111,000	△
同 六	1,111,000	1,111,000	△
同 七	1,111,000	1,111,000	△
同 八	1,111,000	1,111,000	△

六、度量衡事業

年度	收入	支出	差引損益
大正元	1,111,000	1,111,000	△
同 二	1,111,000	1,111,000	△
同 三	1,111,000	1,111,000	△
同 四	1,111,000	1,111,000	△
同 五	1,111,000	1,111,000	△
同 六	1,111,000	1,111,000	△
同 七	1,111,000	1,111,000	△
同 八	1,111,000	1,111,000	△

七、鐵道

年度	收入	支出	差引損益
大正元	1,111,000	1,111,000	△
同 二	1,111,000	1,111,000	△

時事問題

朝鮮の財政獨立に就いて

大正七八年に至て却て少くなり、甚しきは計算上損失となれるものもある、これは多く官吏に臨時手當を給せると、原料の價の騰貴せるとに因るものである、然れども、總督府も亦其賣下價格を高めて居るから、決算は豫算よりも多くなる見込である、從て損失を見るやうのものもなくなるであらう。營林廠、平壤鐵業所の収入は、大正八年の豫算に於て既に相當の増額を見込んであるが、それは木材并に石炭の價を高めたるか故である、印刷所、鹽業、度量衡事業の如きは、豫算上損失となれるも、決算上利益を生ずるに相違ないが、それにしても多額には上るまい。是に依て之を觀れば、朝鮮の財政に於て好個の収入源となる官業及官有財産は、營林廠、鐵道、驛屯土位に過ぎない。然るに鐵道は建設を進むるに從て收益少き地方に入るか故に、將來非常の增收を期すること出來ぬ、鐵道網完成するに伴て愈々鐵道公債の利子を支拂ふに足らないやうになるかも知れぬ、驛屯土に至ては總督府は漸次之を拂ひ下けんとする意向ありと聞けば、是れ亦將來の財源として多きを期すること出來ぬ、此く論し來れば、今日の如き官業并に官有財産を以てしては、其收入の異常なる發達を望むこと出來ぬと斷言せねばならぬ。

六

租税に就て之を見るに、其種類相當に多く地稅、法人所得稅、釐稅、酒稅、煙草稅、砂糖消費稅、關稅、噸稅、鹽稅、漁業稅、船稅、人蔘稅、印紙稅登錄稅、戰時利得稅戶稅家屋稅の目がある。

地税は約三百年前より發達し來れるもので、併合後之を繼承し更に土地調査を行ひ、市街地に在りては大正三年分より、市街地外に在りては大正七年分より地價に依て賦課することゝなつた。土地調査は新しく出來上つたものであれば、地税は比較的公平となり、其收入も増して居る。

戸税は新羅時代の庸調の法、高麗時代の戸布の制より脱化し來つたもので、一戸を構へ獨立の生計を爲す者に對し明治三十年來一戸に付き一箇年三十錢を課することゝなつて居る。

家屋税は明治四十二年二月の創設にかゝり、家屋三百以上集團し之を課するを適當と認むる地域に、之を賦課することゝし其地域には戸税を課せないことゝなつた。戸税家屋税は大正八年度より地方税に移された、故に現今に於ては、總督府の收入を形らないものである。

所得税は大正五年八月の制定にかゝり、内地の所得税法中法人に關する規定のみを施行することになつて居る、故に朝鮮にありては法人所得税ありて個人所得税がないといふ譯である、戦時利得税は大正七年五月の制定にかゝり、内地の戦時利得税法中法人の利得及び船舶又は鑛業若くは砂鑛業に關する權利又は設備の賣却に因る個人の利得に關する規定を行ふことゝなつて居る、以て所得税も戦時利得税も中途半端のものであることを知るべしである。

鑛税は明治二十九年の創設にかゝり、其後多少の改正を見られたも、内地の鑛業税を移したるものと見て差支ない、鑛區税、鑛産税より成り立つて居る。

酒税は明治四十二年二月の制定にかゝり、造石數に應じて賦課するもので、是れ亦内地の酒造税に倣つたものである。

煙草税も亦明治四十二年の創設にかゝり、先づ煙草耕作税、煙草販賣税が出来たが、大正三年并に七年の改正に依り更に煙草製造税、煙草消費税が設けられることになつた、煙草税の煩雜なること驚くべきである、其煙草製造税、煙草販賣税の如きは、明に營業税の性質を帯ひたるものと謂はねばならぬ。

砂糖消費税は大正八年四月より施行せられたもので、内地の砂糖消費税を移したものと見てよい。

鹽税は明治三十九年十一月創設したもので、製鹽者より製造斤數に應じ徴收するものである。漁業税も亦明治三十九年に創設せられ、明治四十二年、同四十五年の改正を経たもので、漁業の種類に従ひ各異なる課税標準及税率で賦課するものである。

船税は明治三十二年の制定にかゝり、明治四十三年并に大正三年の改正を経て、今日に至れるもので、船舶所有者に、船舶の總噸數又は積石數に應じて賦課するものである。

人蔘税は明治四十一年七月に創められたもので、紅蔘專賣法に依り政府の指定したる特別區域以外に於ける人蔘耕作者に對し賦課するものである。

ありと謂はねばならぬ。朝鮮の税制を議するものは、之を知らねばならぬ。

此の如く朝鮮の税制の煩雜となつたのは財政獨立といふ方針に刺激せられたに相違ないが、余輩は其當否の議論を他日に譲り、茲に是等の租税收入が如何に發達しつゝあるかを調べ、將來の發展を卜して見やうと思ふ、今統計に徴するに左の如き數字を見るのである。(圓單位)

	大正元	大正二	大正三	大正四	大正五	大正六	大正七	大正八
租税	11,200,000	12,500,000	14,000,000	15,500,000	17,000,000	18,500,000	20,000,000	21,500,000
地稅	2,000,000	2,200,000	2,400,000	2,600,000	2,800,000	3,000,000	3,200,000	3,400,000
所得稅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
酒稅	3,000,000	3,200,000	3,400,000	3,600,000	3,800,000	4,000,000	4,200,000	4,400,000
煙草稅	4,000,000	4,200,000	4,400,000	4,600,000	4,800,000	5,000,000	5,200,000	5,400,000
砂糖消費稅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
關稅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
噸稅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
雜稅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
戶稅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
家屋稅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
印紙收入稅	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000

此表で觀るときは地稅は近年其收入を激増したが、そは地稅改正の結果である、地稅は土地臺帳に記せられた地價に依て賦課することゝなつて居り、其地價は將來容易に改めないであらうか

ら、將來地稅の收入に於て激増を期すること出來ぬ。其他の稅に於て收入の大に増せるものは酒稅煙草稅關稅である。印紙收入も年々増加し殊に最近に至て大に増して居る、そは主として登錄稅の發達に因るのであらう、大正八年度よりは印紙稅も加はつて來たことであるから、愈々多くなる譯である、是か故に朝鮮の收入に於て將來尙増加の望ありて而も其額の大なるものは、是等三四種の稅に指を屈せねばならぬ、其中でも最も人の目を惹くものは關稅の收入である、關稅の收入は、大正八年度の豫算に於て六百四十餘萬圓と計上せられて居るが、實際は千萬圓にもなる見込である、故に關稅の存廢は朝鮮財政に重大なる影響を及ぼすものと謂はねばならぬ、然るに關稅の存廢如何は大正九年に於て一の問題とならざるを得ないものである。朝鮮併合の行はるゝや、明治四十三年八月、帝國政府は韓國と條約を結ひ又は韓國に於て最惠國待遇を受けつゝありし諸國に對し、左の宣言をした。

日本帝國政府は從來の條約に關係なく、今後十年間朝鮮より外國に輸出し又は外國より朝鮮に輸入する貨物及朝鮮開港に入る外國船舶に對し同率の輸出入及噸稅を課すべし、

朝鮮より日本に移出し又は日本より朝鮮に移入する貨物及朝鮮開港に入る日本船舶も亦今後十年間前項の貨物及船舶に對すると同率の課稅を受くるものとす。

此宣言により朝鮮併合前の關稅が今日迄行はるゝことになつたが、宣言中にある十年は經過す

ることになつた、そこで大正九年八月に至らば我國は朝鮮の輸出入税移出入税を變更することか出来るのである。朝鮮が我國の領土に這入つて來た以上は、事の性質上、我國の關稅が適用せられねばならぬ、又内地と朝鮮の間に關稅の牆壁を設けることは不當である、所が朝鮮の財務當局者は財政獨立を實にするが爲に巨額なる關稅の收入を失はんことを恐れ、或る程度に於て移入税を維持せんと考て居るさうである、これは許すべからざることである、余輩は他日別個の論文に依て之を議することとし、茲には移入税は大正九年を以て終を告ぐべきものであることを明にすることに止めて置く、然るに移入税は朝鮮關稅收入の主要部分を占むるか故に、其事の實現せらるゝに及ば、關稅收入は激減するものと覺悟せねばならぬ。

以上論する所に依て之を觀れば、朝鮮收入の兩大關の一である地税は將來收入激増することなく、他の一である關稅は却て收入を減せんとして居る、酒稅煙草稅の收入増すとしても、近き將來に於て大飛躍をなすものと見ること出來ぬと謂はねばならぬ。

七

朝鮮財政の近き將來を案するに、新總督の統治方針によりて、經費は激増して來るに反して、收入の方面は大に増すことを期し難いやうである、さうなると當然の歸結として朝鮮の收入を以て朝鮮の經費を支辨すること出來なくなるのである、換言すれば、朝鮮の財政獨立は、近き將來

に之を實現すること出來なくなるのである。思ふに朝鮮の財政獨立といふ方針は未だ其素地なきに方りて、早くも之を定めたもので、效を急いた嫌がある、其素地かないものであるから、其實を擧ぐること出來ないのである。偶々贏ち得たるものは朝鮮人の獨立思想位のものである、當局者は宜しく今日に於て、財政獨立の旗印を撤すべきである、若し財政獨立の美名を銜はんか爲めに、手細工を施し誤魔化さんとするこゝあらん乎、朝鮮統治は愈々迷宮に入らん、斷して朝鮮統治の爲に採らざる所である。朝鮮の財政既に獨立し得ないとすれば、吾人は一般會計より補充金を繰入れて朝鮮財政を補助することに躊躇すべきでない、眞に朝鮮を統治せんとせば、内地人は爲めに其負擔を辭すべきでないのである。